

令和 7 年 3 月新規高等学校卒業者に係る就職について (申合せ)

山梨労働局、公共職業安定所、山梨県、山梨県教育委員会、山梨県高等学校長協会、山梨県高等学校教育研究会進路指導部会、山梨県経営者協会、山梨県商工会議所連合会、山梨県中小企業団体中央会、山梨県商工会連合会で構成する山梨県高等学校就職問題検討会議において、令和 7 年 3 月新規高等学校卒業者の正常な学校教育の維持及び適正な職業紹介の円滑な推進を図るため、次の事項について申合せが確認されました。

〈申合せ事項〉

1. 応募・推薦等について

- (1) 令和 7 年 3 月新規高等学校卒業者の応募・推薦については、令和 6 年 10 月 14 日までは一人の生徒に同時並行して複数の応募・推薦を不可としますが、令和 6 年 10 月 15 日以降は複数応募・推薦を可能とします。
- (2) 事業主の方には、令和 6 年 10 月 15 日以降においても採用選考機会の拡大をお願いします。また、求人が充足・取消となった場合においては、速やかに学校及びハローワークへ連絡をお願いします。
- (3) 複数応募・推薦に伴い、複数の企業から内定を得た場合に生じる生徒側からの採用辞退に対して、企業側の理解をお願いします。

2. 求人指定校制について

企業が学校を指定して求人募集を行うことは、均等な就職機会の確保の観点からは望ましいものではありませんが、その職種や仕事内容から学校・学科の指定等に一定の合理性が認められる場合があることを考慮し、事業主の方々には出来る限り求人の共有化をお願いします。

3. 高校求人の確保について

応募・推薦については上記 1 に示したとおりですが、当該申合せを履行するうえで、求人の確保は必要不可欠であります。このため、企業・学校・行政においては、高校生の求人確保に最大限努力するようお願いいたします。

4. 応募に係る採否通知について

応募に対する採否の通知については、可能な限り速やかに応募者(学校を含む)に通知されるよう、最大限企業側に協力をお願いします。

5 応募前職場見学について

募集する求人の職種やその仕事内容を生徒が理解しやすくなるよう、企業は職場見学が可能となるよう配慮をお願いします。

生徒が自身の適性を探求し、応募に向け意思を醸成するため、可能な限り応募前職場見学を活用できるよう、企業・学校ともに最大限協力をお願いします。